

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始
行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定
道路の区域変更

(道路維持課) ページ
(同) 一
(同) 二

告 示

号 外 (一) 令 和 五 年 十 一 月 十 九 日

岐阜県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の決定又は変更の年月日） （ほか）
一般 国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五三五番三五地先から同郡同町同字同五番七〇地先（福井県境）まで	四、〇六・一	令和 五・二・一九	平成 二二・九・二九 令和 五・二・一九

岐阜県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により岐阜県と福井県との行政区域の境界に係る道路の管理について、福井県と次のとおり協定を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一次に掲げる道路の区間を、本協定の対象とする。

路線名	区間	備考
一般国道 四百十七号	岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字塚 奥山五四八番一地先から 福井県今立郡池田町代三八 字ノロ谷二番九まで	冠山トンネル 延長 四、八三〇・四メートル (岐阜県 一、四九三・一メートル) (福井県 三、三三七・三メートル)

- 二 一に掲げる道路の区間は、福井県をもって管理者とする。
- 三 福井県は、トンネルの修繕等を行う場合は、あらかじめ岐阜県に協議するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 四 一に掲げる道路の区間の管理に要する費用（以下「維持管理費」という。）の負担割合は、トンネルの延長比とする。
- 五 福井県は、毎会計年度開始前に、維持管理費の予定額を岐阜県に通知するものとする。
- 六 岐阜県は、精算完了後、出納整理期間中に岐阜県負担分の精算額を福井県の請求により納入するものとする。
- 七 福井県は、維持管理費以外に費用を要する場合には、あらかじめ岐阜県に協議しなければならぬ。
- 八 福井県又は岐阜県は、トンネルの管理に必要な情報を入手したときは、速やかに相互に連絡するとともに事実関係を調査するものとする。
- 九 福井県又は岐阜県は、トンネル内で事故、火災その他の非常事態が発生し、その通報を受けた場合には、速やかに他方にその旨を通報するものとする。
- 十 福井県又は岐阜県は、九の規定による通報を受けた場合は、直ちに現場で必要な措置を執るものとする。
- 十一 トンネルの設置又は管理の瑕疵により第三者に与えた損害の賠償については、その都度福井県と岐阜県で協議するものとする。
- 十二 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、福井

県と岐阜県で協議して定めるものとする。

三 この協定は、令和五年十一月十九日から施行する。

岐阜県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長が道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五三五番九地先から 同郡同町同字同井県境(まで)	A 前B C	一〇・四 一〇・三 一〇・〇	四、四四三・〇 九五〇 四、二九〇	A、B及びCの図面を関係する敷地の区分をいつ

同郡同町同字同 五三番三五地先まで 揖斐郡揖斐川町塚字塚奥 山五三番三五地先から 同郡同町同字同 五四番七〇地先(福 井県境)まで	
後	
C	B
八・二 一〇七・三	四・〇
四、〇九六・一	九・五〇

令和五年十一月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社